

令和6年度定例会

R 6 . 7 . 6 に定例会を開催しました。



はじめに大変に残念な報告です。

昨年度末で役職定年を迎えられ、本年4月より鶴楽会の会員としてお迎えするはずの方がお亡くなりになりました。定例会目前に急逝され、まだ一度も会に出席されないままの旅立ちとなりました。



— 献杯 —

開会を前に本会代表がこのことについて報告、続いて黙祷を捧げるとともに献杯、新会員のご冥福をお祈りしました。

鶴楽会では慶弔に関する式への参加は原則個人の判断です。しかし、式典に際してご遺族らからの依頼等がないか協議し、会としてお手伝いすることもあります。

続いて定例会に移行しました。

本年度の運営等について、話し合いをしました。新役員、事業計画等について出席者全員の賛同が得られ、全会一致で承認されました。

懇親会

定例会が終了し、いよいよお待ちかねの懇親会です。この時季は各地域で夏祭りの準備等諸行事も予定されている中でしたが、会員の半数以上の方にご参集いただき、大いに盛り上がる会を開催することができました。

前回3月に開催したときに、会員の中から「これからは全部出席します」



— 乾杯 —



— 近況報告 —

とか「俺たちが仲間を呼んで、会を盛り上げるよう頑張ります」とか氣勢が上がっていましたが、その言葉通り懇親会への参加者が増え、大変に盛り上がりました。そして、駄洒落あり笑いあいの楽しい会となりました。

鶴ヶ島市退職校長会会則

- 第1条 本会は鶴ヶ島市退職校長会（通称：鶴楽会）と称し、事務所を代表指定の場所におく
 - 第2条 本会は会員相互の交流を図ると共に教育の振興に寄与することを目的とする
 - 第3条 本会は鶴ヶ島市に在住、在勤していた校長経験者の有志をもって組織する
 - 第4条 本会に次の役員をおく。
代表（入会支部（以下「支部」といふ）代表理事）1名 副代表（支部主理事）1名 幹事若干名（支部理事）
ホームページ担当 若干名（副代表・幹事）
代表は必要に応じて役員を置くことができる
 - 第5条 代表、副代表は会員の中から選出する
 - 第6条 代表、副代表、幹事は次のことを行う
1 代表は会議・親睦会（年2回）と現地研修を計画する
2 代表は支部総会、研究協議会等の会場になった場合、企画し指揮を執る
3 代表は必要に応じて、会員を招集することができる
4 副代表は代表を補佐し、事故あるときは代行する
5 幹事は事務を処理する
 - 第7条 支部の役員は次のとおりである
1 代表は代表理事・代議員、副代表は理事・代議員となる
2 副代表はいずれかの専門部（研究調査・福利厚生・広報）に所属する
3 副会長は北地区4班（坂・鶴・毛・越）で2年交代とし、会員の中から選出する
4 総会には代表、副代表、理事1名・代議員1名が出席する
 - 第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない
 - 第9条 本会は慶弔規定を置かない
 - 第10条 本会の経費は、補助金、その他を充て、会費を徴収しない
- 付則 本会則は、令和5年 月 日より施行する

入会にあたって

- 1 本会は通称「鶴楽会」という。 ※退職後はゆっくり歩み、気楽に交流する会
- 2 会員は県・支部会費4000円（県2500円、支部1500円）と郵送料（希望者）500円を振込又は指定場所へ納入する
- 3 年度内に米寿（88歳）に達した会員に花束を贈呈する。県・支部の会費が免除される
- 4 慶弔に関する内容は次のとおりである
(1) 会員がご逝去した場合、ご家族に手続き等をお願いする
①代表又は副表にメール又は電話で連絡する
②供花を希望する場合、県・支部の香料を充てる
供花名は「埼玉県退職校長会」とする
(2) 代表の連絡・手続き
①支部・鶴ヶ島市教育委員会に連絡する
②家族葬・密葬が多くなっているため、会員への出席・連絡は親族と協議する
③一般葬の場合、個人の判断で参列する ※葬儀役員をお願いする場合がある

みんな退職したとは思えないほどパワーがあるゴン
これからの鶴楽会が、ますます楽しみだゴン

